

## 大分県保育所等 ICT 化推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、保育士の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備するため、大分県保育所等 ICT 化推進事業実施要領（令和元年7月24日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、保育所等が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行なう事業所をいう。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別記様式1）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（現金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、

その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(システム等名称、備品等名称の変更)

(2) 補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の30パーセント以内の増減

(補助金の交付の決定)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式4~5)

(2) 収支精算書(第10号様式)

(3) 契約書又は見積書の写し

(4) 完成写真

(5) 検査調書の写し

(6) 領収書又は請求書の写し

(7) 財産管理台帳の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業の内容	補助対象経費	補助基準額	補助率
<p>保育に関する計画・記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能、職員の勤務シフトの作成機能など、業務改善につながる支援システムの導入や改修</p>	<p>システム導入費、改修費、リース料、保守料、工事費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等システムの導入や改修に必要な経費</p> <p>※1 リース料、保守料については、当該年度に要する経費のみ</p> <p>※2 システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む</p>	<p>1施設あたり 1,000,000円</p>	<p>1／2以内 (ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)</p>

第1号様式（第4条関係）

年度大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
法人名  
代表者名

年度において、下記のとおり大分県保育所等ICT化推進事業を実施したいので、下記の補助金を交付されるよう、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 円

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別記様式1）
- (4) その他知事が必要と認める書類

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員になっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

住所（法人にあつては事務所所在地）

法人名

代表者職・氏名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男 女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第4条関係）

年度大分県保育所等ICT化推進事業費補助金事業計画書

1 施設名 ( )

2 補助金交付申請予定額 (単位：円)

補助事業に 要する経費	補助基準額	補助申請予定額

※補助申請予定額は、1,000円未満を切り捨てること

3 事業開始予定年月日 年 月 日

4 事業完了予定年月日 年 月 日

※添付書類 1. システム整備一覧（別記様式2）  
2. 別表（別記様式3）

担当者 職・氏名 ( )

連絡先 ( )





第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入 (単位：円)

項 目	予算額	備 考
県費補助金		
自己負担金		
計		

2 支出 (単位：円)

項 目	予算額	備 考
計		

年度大分県保育所等ICT化推進事業変更承認申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地  
法人名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県保育所等ICT化推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更承認申請額 (単位：円)  
変更前 ( )  
変更後

3 事業完了予定年月日  
変更前 ( 年 月 日 )  
変更後 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が認める書類

※変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること



第6号様式（第5条関係）

年度大分県保育所等ICT化推進事業に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地  
法人名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県保育所等ICT化推進事業に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |
| 5 | その他<br>(1) 別紙を添付すること。<br>(2) その他参考となる書類<br>消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。 |   |   |

別紙

年度大分県保育所等ICT化推進事業に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控 除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

年度大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度年度  
大分県保育所等ICT化推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決  
定したので、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により  
通知します。

記

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費    | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経緯費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は向洋の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、大分県補助金等交付規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りでないこと。

- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件あたりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、大分県補助金等交付規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りでないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則、大分県保育所等ICT化推進事業実施要領及び大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (13) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - ア) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（システム等名称、備品等名称の変更）
  - イ) 補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の30パーセント以内の増減

(備考)

要綱第5条第1項の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定する場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請書」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

年度大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地  
法人名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県保育所等ICT化推進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

[口座振替の申し出等]

ふりがな 振込先金融機関名	銀行 信用組合 金庫	支店
口座番号	種別	普通・当座 番号
ふりがな 口座名義		

第9号様式（第10条関係）

年度大分県保育所等ICT化推進事業実績報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
法人名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県保育所等ICT化推進事業について、下記のとおり実施したので、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別記様式4～5）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

## 保育所等ICT化推進事業実績書

番号	システム等名称	導入／改修	金額（円） （税抜）	契約日	導入日または 改修日	設置場所
				年 月 日	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	
システム導入・改修 に要する経費 計（ア）			円			
番号	備品等名称	金額（円） （税抜）	契約日	導入日	設置場所	備考
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
システム導入・改修にあたり 最低限必要となる備品等に要 する経費 計（イ）			円			
補助対象経費 計 （ア）＋（イ）			円			

## 【記入上の注意】

- ※①「契約日」・・・契約書の契約締結日又は注文請書の日付
- ※②「導入日」・・・システム導入・設置工事完了日（＝納品日）
- ※③「改修日」・・・システム改修工事完了日

## 2 添付書類

- (1) システム等の契約書または見積書の写し
- (2) 領収書及び請求書の写し（システム導入費、備品購入費等の内訳が明記されたもの）

※「システム等名称」は、請求書と同じ名称を記入し、省略しないこと。

（名称が対象品と判別できない場合は補足すること。）

別記様式 5

保育所等ICT化推進事業実績書（別表）

番号	システム等の名称	システム等の具体的な仕様及び導入により図られたこと

収 支 精 算 書

1. 収入

(単位：円)

項 目	精算額	予算額	増 減	備 考
県費補助金				
自己負担金				
計				

2. 支出

(単位：円)

項 目	精算額	予算額	増 減	備 考
計				

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

年度大分県保育所等ICT化推進事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県保育  
所等ICT化推進事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号によ  
る交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定し  
たので、大分県保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知しま  
す。